

入札説明書

【電子入札システム対象案件

／最低価格落札方式】

業務名称：自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約

調達管理番号：23a00884

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2024年1月18日
独立行政法人 国際協力機構
調達・派遣業務部

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2024年1月18日
調達管理番号 23a00884

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約
- (2) 選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2024年4月1日から2029年3月31日

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】080-7108-0448

上記電話番号でつながらない場合には03-5226-6609へおかけください。

【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2) 書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札システムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。

詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（1）の連絡先までお問い合わせください。

- 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。¹

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの2ページを参照ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/operating_manual_02.pdf

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま

¹ 競争参加資格確認申請書、下見積書は認証済のICカードより電子入札システムを介して提出されるため、押印を省略する旨のご連絡は不要です。

せん。

- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、電子入札システムより以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類:

a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)

b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)

d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

・共同企業体結成届

・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b))

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は電子入札システムで確認することができます。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 担当部署等(1)書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報 該当なし。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に、下見積書を PDF 等に変換の上、添付ファイルとして提出ください。下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
<https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2023.html>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、入札書受付締切予定日時までに、電子入札システムの「辞退届」提出ボタンから辞退届を提出してください。
- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行（入札会）の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札開始日時：2024年2月20日（火）14時00分
- (2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「12. 入札方法等」をご覧ください。

1 1. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

1 2. 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 入札会の手順

1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2) 再入札及び不落随意契約交渉

a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。

c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

1 3. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 明らかに連合によると認められる入札

(2) 条件が付されている入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

1 4. 落札者の決定方法

(1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

(3) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

15. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

16. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

17. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。
- (3) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。
同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。
本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf

第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）が実施する「自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 件名

自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約

2. 履行期間

2024年4月1日から2029年3月31日まで（60ヶ月）

3. 納入期限

2024年4月1日午前10時まで

4. 設置場所

東京都千代田区二番町 5-25 5セット（2～6階）
東京都千代田区大手町 1-4-1 2セット（7～8階）
詳細な納入場所は、別途通知する。

5. 機器の仕様書

「自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約仕様書」のとおり

6. 経費支払方法

賃貸借（リース）料は月額払いとし、当月 25 日までに 7 台分まとめて請求書を提出し、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

以上

添付資料：「自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約仕様書」

自動体外式除細動器（AED）賃貸借（リース）契約仕様書（案）

1 件名 自動体外式除細動器（AED）賃貸借リース契約

2 機種 AED-3100 シリーズカルジオライフ（日本光電株式会社）

品名	内容	数量
AED 一式	(1) AED 本体：1 台（保証期間 5 年以上） 寸法 幅 206×高さ 97×奥行 252mm (2) バッテリーパック：1 個 (3) 電極パッド：2 組（本体 1 組、予備 1 組、待機寿命 4 年以上） (4) 収納用キャリングケース：1 個 (5) AED 用救急セット ①人工呼吸用マウスピース又はシート：1 個 ②感染予防用手袋：1 組 ③救急用ハサミ：1 個 ④脱毛用テープ又は除毛用剃刀：1 個 ⑤汗等水分拭き用タオル：1 枚 (6) 取扱説明書（日本語）：1 部 (7) AED 設置表示ステッカー：1 枚 (8) リモート通信端末	7 セット

3 納入場所（セット数）

東京都千代田区二番町 5-25 （5 セット、2～6 階）

東京都千代田区大手町 1-4-1 （2 セット、7～8 階）

4 履行期間 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までとする。（60 ヶ月）

5 納入期限 2024 年 4 月 1 日午前 10 時まで。

6 機能・性能

- (1) 非医療従事者向け AED として医薬品医療機器等法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- (2) 日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に準拠した機種であること。
- (3) AED 本体、付属品及び消耗品は全て新品であること。
- (4) フタを開けることにより自動的に電源が入る等、機能性が簡便であること。
- (5) 電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること。また、予備の除細動パッドはキャリングケース内に収納されていること。
- (6) 毎日、AED 本体・電極パッド・バッテリーの容量等の回路についてセルフテストを行い、AED の使用可否をステータスインジケータに表示し、目視にて確認できること。
- (7) 電極パッドは未就学児用・小学生～大人用兼用で、常に AED 本体に接続された状態で保管されていること。
- (8) 小学生～大人用モードと未就学児用モード切換スイッチを搭載する AED であること。
- (9) 二相性波形除細動器であること。
- (10) 電極パッド貼付け後に心電図を自動解析し、除細動が必要な状態であることを知らせる機能があること。また、電気ショックが必要であると判断したのちに、心電図波形が電気ショックを与えるべきでない状態に変化した場合、電気ショックをキャンセルする機能を有すること。
- (11) バッテリーは待機寿命が複数年以上であり、充電式でないこと。
- (12) 心肺蘇生法の手順を日本語の音声でコーチングする機能を有すること。
- (13) AED 本体の防塵・防水の外装保護は IP55※以上であること。
 ※装置の正常な作動に支障をきたし、安全を損なうほどの量の粉塵が内部に侵入せず、いかなる方向からの水の直接噴流によっても有害な影響を受けない等級。
- (14) スタンバイ（待機）時の温度条件は 0℃～50℃であること。
- (15) AED の日常点検の結果、AED が正常な状態で使用できるよう、毎日の自己診断機能を有し、その結果を WEB 上で確認でき、リモート監視システムを有すること。異常が発生した場合は、速やかに受注者に連絡し点検を行うこと、また、定期的な消耗品の交換や AED 使用後の消耗品（パッド、バッテ

- リパック及び救急セット)は速やかに補充するとともに補充等に係る費用は無償で行うこと。
- (16) リモート監視システムは、AEDを使用した日時が正確に分かる機能を有すること。
 - (17) 使用時の心電図データ、イベント等を装置内に記憶し、保存ができること。
 - (18) 24時間365日受付可能なコールセンターを有していること。
 - (19) 難聴者及び中途失聴者の使用に配慮した機器であること。((一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会より「耳マーク」の複製・利用について承諾を得たAED等)
 - (20) バッテリーパックは待機状態で約4年間程度の寿命を有すること。
 - (21) 電極パッドは約2年程度の寿命を有すること。

7 その他

- (1) 賃貸借(リース)料は月額払いとし、当月25日までに7台分まとめて請求書を提出し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (2) 故障・盗難・破損(故意及び使用者の重過失、天災等は除く)等の場合、機器の交換・修理等は無償で行い、速やかに正常な状態に回復させること。盗難の場合はAED本体等の返還は行わないものとする。
- (3) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、受注者が回収し処分すること。
- (4) バッテリー、電極パッド及びAED用救急セット等の消耗品の定期交換については、受注者において交換時期を管理し、交換時期には受注者は遅滞なく当該消耗品を発注者に提供すること。提供にあたって必要な経費は全て本契約に含むものとする。
- (5) 使用した消耗品(付属品を含む)の交換に係る経費は、本契約に含むものとする。
- (6) 盗難等の保険料は、本契約に含むものとする。
- (7) 本体の保証期間は、納入日から賃貸借契約満了日までとする。
- (8) 機器の設置及び撤去費用は、本契約に含むものとする。
- (9) 契約期間が満了する30日前までに撤去計画を発注者に提出し、発注者と協議のうえ、撤去し関係法令に従い処分すること。また、当該撤去機器のリース契約は契約満了日まで継続するものとする。
- (10) 本仕様書の内容にかかる経費は、全て本契約に含むものとする。
- (11) 本仕様書に定めない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

業務の対価（報酬）

賃貸借（リース）料単価を設定し、7セット（台）を乗じ算出ください。

（2）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。

なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

賃貸借（リース）料は月額払いとし、当月25日までに7台分まとめて請求書を提出し、請求書を受理した日から30日以内に契約書に定められた額を支払います。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きると想定された時点で速やかに担当事業部と相談してください。

第4 契約書（案）

賃貸借契約書（案）

独立行政法人国際協力機構（以下、「賃借人」という。）と【相手方正式名称】（以下、「賃貸人」という。）は、下記のとおり賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 賃貸人は、賃貸人が指定する別表（1）記載の売主（以下、「売主」という。）から、賃借人が指定する別表（2）記載の物件（ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。）を買受けて賃借人に賃貸し、賃借人は物件を借受ける。本契約は、本契約に定める事由に該当しない限り、解除できないものとする。

（物件の引き渡し）

第2条 物件は、売主から別表（3）記載の場所（以下、「使用場所」という。）に搬入されるものとする。

2 賃借人は、搬入された物件について直ちに賃借人の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を賃貸人に発行するものとし、この借受日をもって賃貸人から賃借人に物件が引渡されたものとする。

3 前項で定める検査を行った結果、物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、賃借人は、直ちにこれを売主に通知するとともに、検査を行った日から2週間以内に賃貸人に書面で通知しなければならない。

4 前項の瑕疵があった場合、賃借人は売主に対して物件の修補又は交換を請求するものとし、賃貸人は賃借人と売主と間の瑕疵の解決に協力しなければならない。この場合において、瑕疵が解決した後速やかに、賃借人は借受日を記載した物件借受証を賃貸人に発行するものとし、この借受日をもって賃貸人から賃借人に物件が引き渡されたものとする。

（物件の使用管理）

第3条 賃借人は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件を使用できる。この場合、賃借人は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を使用する。

2 賃借人は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、物件が損傷したときは修繕又は修復を行い、その一切の費用を負担する。

（リース期間）

第4条 物件のリース期間（以下、「リース期間」という。）は別表（4）記載のとおりとし、第2条に定める物件借受証に記載の借受日より起算する。

（リース料）

第5条 賃借人は、賃貸人に対して別表（5）記載のリース料（以下、「リース料」という。）を同表記載の期日に同表記載の方法で支払うこととする。

（前払リース料）

第6条 賃借人は、この契約に基づく賃借人の債務履行を担保するため、賃貸人に対して別表（6）記載のとおり前払リース料を支払う。

2 前払リース料には利息は付さないものとする。

3 前払リース料は、最終月から遡って別表（6）記載の月数分のリース料並びに当該リース料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとする。

4 賃貸人は、賃借人に対するすべての金銭債務について、前払リース料を充当することができる。

5 賃借人は、前払リース料の支払いをもって、賃貸人に対する一切の支払義務を免れることができない。

（物件の所有権標識）

第7条 賃貸人は、物件の所有権を有する旨の標識（以下、「賃貸人の所有権標識」という。）を物件に貼付することができる。

2 賃借人は、リース期間中、物件に貼付された賃貸人の所有権標識を維持しなければならない。

（物件の所有権侵害の禁止等）

第8条 賃借人は、物件を第三者に譲渡したり、又は担保に差入れるなど賃貸人の所有権を侵害する行為をしないこととする。

2 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を事前に得ない限り、次の行為をしないこととする。

（1）物件を他の不動産または動産に付着させること。

（2）物件の改造、加工又は模様替え等によりその原状を変更すること。

（3）物件を第三者に転貸すること。

（4）物件の占有を移転し、又は使用場所から物件を移動すること。

（5）この契約に基づく賃借人の権利又は地位を第三者に譲渡すること。

3 物件に付着した動産の所有権は、賃貸人が書面により賃借人の所有を認めた場合を除き、賃貸人に帰属する。

4 第2項において、賃貸人の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、賃借人は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、又、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損傷について、賃貸人に対して何らの修補又は損害賠償の請求を行わない旨の書面を提出させることとする。

5 第三者が物件について権利を主張し、保全処分又は強制執行等により賃貸人の所有権を侵害するおそれがあるときは、賃借人は、この契約書等を提示し、物件が賃貸人の所有であることを主張して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を賃貸人に通知する。

(物件の点検等)

第9条 賃貸人又は賃貸人の指定した者は、物件の現状並びに稼働及び保管状況を点検又は調査することができる。

(通知事項)

第10条 賃借人は、次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を遅滞なく書面により賃貸人に通知する。

- (1) 名称又は組織等を変更したとき。
- (2) 住所を移転したとき。
- (3) 代表者を変更したとき。
- (4) 事業の内容に重要な変更があったとき。

(費用負担等)

第11条 賃借人は、この契約に基づく賃借人の債務履行に関する費用を負担する。

2 賃貸人は物件に係る固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増加された場合には、賃借人は、その増額分を賃貸人の請求に従い賃貸人に支払うものとする。

3 賃借人は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(5)及び(6)記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を賃貸人の請求に従い賃貸人に支払う。

4 賃借人は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担する。

5 賃貸人が前項記載の諸税を納めることになったときは、その納付の前後を問わず、賃借人は、これを賃貸人の請求に従い賃貸人に支払うこととする。

(物件の保険)

第12条 賃貸人は、リース期間中、物件に別表(7)記載の動産総合保険を付保するものとし、その費用は賃貸人が負担する。

2 物件に係る保険事故が発生したときは、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類(当該保険契約の当事者として賃貸人が提出する必要がある書類を除く。)を遅滞なく賃貸人に提出する。

3 前項の保険事故に基づいて賃貸人に保険金が支払われたときは、賃貸人及び賃借人は次の各号の定めに従う。この場合、賃貸人は、保険会社をして賃借人に対し保険代位による求償請求をさせないものとする。

(1) 物件が修理可能な場合には、賃貸人は、賃借人が第3項第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を賃借人に支払う。

(2) 物件が滅失し、又は毀損して修復不能の場合には、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第14条第1項の債務の弁済を免れる。

(物件の瑕疵等)

- 第13条 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び賃貸人の故意又は重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、又は不能になったときは、賃貸人は、責任を負わないものとする。
- 2 物件の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合又は物件の選択若しくは決定に際して賃借人に錯誤があった場合においても、賃貸人は、責任を負わないものとする。
- 3 前2項の場合、賃借人は賃貸人を通じて売主に対し請求を行うことができる。その場合において、賃貸人は賃借人に当該売主への請求を行うことについて協力するものとする。
- 4 本条第2項で規定する隠れた瑕疵又は錯誤があった場合において、賃借人が賃貸人に対して未払リース料の支払い又は別表(8)記載の規定損害金(リース料未済金額を上限とする。以下、「規定損害金」という。)その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、賃貸人は売主に対する買主の地位を賃借人に譲渡する手続きをとるものとする。
- 5 賃借人は、本条第3項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできない。

(物件の滅失・毀損)

- 第14条 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震等によって物件が滅失又は毀損した場合でも、賃借人はこの契約上の債務を履行するものとする。ただし、物件の滅失又は毀損が賃貸人の責に帰すべき理由により生じた場合はその限りではない。
- 2 前項の場合、賃借人は、リース料の未済金額を支払い、この契約を終了させることができる。

(賃借人の契約解除権)

- 第15条 賃貸人が次の各号の一に該当する場合には、賃借人はこの契約を解除することができる。
- (1) 賃貸人の責に帰すべき事由によりこの契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 賃貸人がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 賃貸人がリース期間中に、賃借人から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (4) 賃貸人に不正な行為があったとき。

- (5) 賃貸人に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (6) 賃貸人が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
- イ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ニ 法人である賃貸人又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- ホ 法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ヘ 法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である賃貸人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ その他賃貸人が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 賃借人が、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、賃貸人は規定損害金を免除又は放棄するものとする。
- 3 賃借人は、本条の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃貸人に請求することができる。

（賃貸人の契約解除権）

- 第16条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、賃借人は第19条の規定に基づき、直ちに物件を賃貸人に返還しなければならない。
- 3 賃借人は、賃貸人が本条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、規定損害金を賃貸人に支払わなければならない。
- 4 賃貸人は、本条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(遅延損害金)

第17条 賃借人は、リース料その他この契約に基づく金銭の支払いを怠った場合、又は賃貸人が賃借人のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日又は立替金償還日の翌日からその完済に至るまで、別表(9)記載の割合による遅延損害金を賃貸人に支払う。

(再リース)

第18条 賃借人が、リース期間が満了する2か月前までに賃貸人に対して予告したときは、賃貸人と賃借人は協議して物件について新たなリース契約を締結することができる。

(物件の返還)

第19条 この契約がリース期間の満了又は解除により終了したときは、賃借人は、物件の通常の損耗を除き、速やかに賃借人の負担で物件を現状に回復したうえ、賃貸人の指定する場所に返還する。物件の使用場所からの撤去費用及び物件の使用場所から賃貸人が指定する場所への輸送費用は、リース料に含まれるものとする。

(情報セキュリティ)

第20条 賃貸人は、賃借人が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則(以下「規程等」という。)を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(中立性、公正性の保持)

第21条 賃貸人は、この契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

2 賃貸人は、本契約に基づき賃借人から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。

3 賃貸人は、第1項から第2項に規定するもののほか、賃借人が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 賃借人及び賃貸人は、この契約に関連して知りえた情報で相手方から秘密と指定された情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2 賃借人及び賃貸人は、秘密情報について、この契約の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 賃借人及び賃貸人は、この契約の履行に従事する者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他の必要な措置を講じなければならない。

4 賃借人及び賃貸人は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに相手方に報告し、その指示に従わなければならない。

5 賃貸人は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（賃貸人が作成した複製物を含む。）を賃借人に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を賃借人に通知しなければならない。ただし、賃借人から指示があるときはそれに従うものとする。

6 本条は、この契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

（契約の公表）

第23条 賃借人は、この契約の名称、契約金額並びに賃貸人の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 賃貸人が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 賃借人において役員を経験した者が賃貸人に再就職していること又は賃借人において課長相当職以上の職を経験した者が賃貸人の役員等として再就職していること

(2) 賃借人との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 賃貸人が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職及び賃借人における最終職名）

(2) 賃貸人の直近3カ年の財務諸表における賃借人との間の取引高

(3) 賃貸人の総売上高又は事業収入に占める賃借人との間の取引高の割合

4 賃貸人が一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の公益法人等であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、賃貸人は、第1項に定める情報に加え次項に定める情報が賃借人の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに、同意するものとする。

(1) 理事等のうち、賃借人の役職員経験者の占める割合が3分の1以上あること

- (2) 事業収入に占める賃借人との取引に係る額が3分の1以上あること
 - (3) 基本財産の5分の1以上を賃借人が出展している財団法人であること
 - (4) 会費、寄附等の負担額の5分の1以上を賃借人が負担していること
- 5 賃貸人が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 名称、業務の概要、賃借人との関係及び役員の氏名（賃借人の役職員経験者については、賃借人での最終職名を含む。）
 - (2) 賃貸人と賃借人の取引の関連図
 - (3) 当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額
 - (4) 当該事業年度の、貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高並びに収支計算書に計上されている当期収入合計額、当期支出合計額及び当期収支差額
 - (5) 賃借人の賃貸人に対する債権債務の明細
 - (6) 賃借人が行っている賃貸人に対する債務保証の明細
 - (7) 賃貸人の事業収入の金額とこれらのうち賃借人の発注等に係る金額及び割合

（契約外の事項）

第24条 この契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて賃借人、賃貸人協議して、これを定める。

（準拠法）

第25条 この契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（合意管轄）

第26条 この契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

※契約書の電子署名を行う場合

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

※電子契約でない場合

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2024年〇〇月〇〇日

賃借人

賃貸人

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 井 倉 義 伸

別表

(1) 物件の売主 (第1条)	商号・住所					
(2) 物件 (第1条)	業務仕様書 別添1「自動体外式除細動器(AED)賃貸借(リース)契約仕様書」のとおり					
(3) 物件の搬入・引渡し・使用場所 (第2条)	東京都千代田区二番町5-25 5セット(2~6階) 東京都千代田区大手町1-4-1 2セット(7~8階)					
(4) リース期間 (第4条)	2024年4月1日から2029年3月31日まで					
(5) リース料・消費税等額・支払回数・支払日・支払方法 (第5条・第12条)	1か月当たりリース料	円	消費税等額	円	計	円
	支払回数	60		支払日		
	支払方法	賃貸借(リース)料は月額払いとし、当月25日までに7台分まとめて請求書を提出し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする				
(6) 前払リース料 (第6条)	前払リース料					
	前払リース料支払日					
	前払リース料充当月数	か月	前払リース料は最終月から遡って前払リース料充当月数分のリース料及び消費税等額に、その支払日が到来する都度、充当されます。			
(7) 保険 (第12条)	動産総合保険：ただし、地震、賃借人の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、担保されません。 被保険者：賃貸人					
(8) 規定損害金 (第13条)						
(9) 遅延損害金 (第17条)	年 5% (1年に満たない端数期間については、1年を365日とする日割計算とします。)					

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
4. 質問書
5. 機密保持誓約書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」
→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

手続・締切日時一覧 (23a00884)

公告日 2024/01/18

メール送付先	e_sanka@jica. go. jp
--------	----------------------

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2024/01/25(木)正午まで	【質問】(調達管理番号)_ (法人名)_入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2024/01/31(水)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書・下見積書の提出	電子入札システム	2024/02/06(火)正午まで	-	受領確認を電子入札システムより通知します。
4	競争参加資格確認結果の通知	電子入札システム	2024/02/13(火)まで	-	確認結果を電子入札システムより通知します。
5	入札書の提出	電子入札システム	2024/02/19(月)正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
6	入札執行(入札会)の日時	電子入札システム	2024/02/20(火) 14:00	-	入札結果については電子入札システムより通知します。